○看護師の特定行為および特定行為実習の包括同意について○

1.看護師特定行為について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める以下の 21 区分 38 行為となっています。特定行為区分ごとに所定の研修を修了し、特定行為を実施する看護師を当院では特定看護師と呼称しております。特定行為はこの特定行為研修を修了した、専門的な技術・知識を習得した看護師(特定看護師)が実施いたします。特定行為についての詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html)

| 特定行為区分の名称 | 特定行為 |
|------------------|-------------------|
| | 777 = 77 |
| 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 | ・経口用気管チューブ又は経鼻用気管 |
| | チューブの位置の調整 |
| 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの) | ・侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| 関連 | ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| | ・人工呼吸管理がなされている者に対 |
| | する鎮静薬の投与量の調整 |
| | ・人工呼吸器からの離脱 |
| 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) | ・気管カニューレの交換 |
| 関連 | |
| 循環器関連 | ・一時的ペースメーカの操作及び管理 |
| | ・一時的ペースメーカリードの抜去 |
| | ・経皮的心肺補助装置の操作及び管理 |
| | ・大動脈内バルーンパンピングからの |
| | 離脱を行うときの補助の頻度の調整 |
| 心嚢ドレーン管理関連 | ・心嚢ドレーン |
| 胸腔ドレーン管理関連 | ・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設 |
| | 定及びその変更 |
| | ・胸腔ドレーンの抜去 |
| 腹腔ドレーン管理関連 | ・腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置 |
| | された穿刺針の抜針を含む。) |
| ろう孔管理関連 | ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカ |
| | テーテル又は胃ろうボタンの交換 |
| | ・膀胱ろうカテーテルの交換 |

| 栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈 | ・中心静脈カテーテルの抜去 |
|------------------------|---------------------|
| カテーテル管理)関連 | |
| 栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置 | ・末梢留置型中心静脈注射用カテーテ |
| 型中心静脈注射用カテーテル管理)関 | ルの挿入 |
| 連 | |
| 創傷管理関連 | ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血 |
| | 流のない壊死組織の除去 |
| | ・創傷に対する陰圧閉鎖療法 |
| 創部ドレーン管理関連 | ・創部ドレーンの抜去 |
| 動脈血液ガス分析関連 | ・直接動脈 穿刺法による採血 |
| | ・橈骨動脈ラインの確保 |
| | ・急性血液浄化療法における血液透析 |
| | 器又は血液透析濾過器の操作及び管 |
| | 理 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関 | ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与 |
| 連 | 量の調整 |
| | ^{重の調} |
| 感染に係る薬剤投与関連 | ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨 |
| 恋衆に依る染別な子園選 | 時の投与 |
| | |
| 血糖コントロールに係る薬剤投与 | ・インスリンの投与量の調整 |
| 関連 | 7. 田時別よこ こいっとった時刻の机 |
| 術後疼痛管理関連 | ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投 |
| | 与及び投与量の調整 |
| 循環動態に係る薬剤投与関連 | ・持続点滴中のカテコラミンの投与量 |
| | の調整 |
| | ・持続点滴中のナトリウム、カリウム |
| | 又はクロールの投与量の調整 |
| | ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 |
| | ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸 |
| | 液の投与量の調整 |
| | ・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 |
| 精神及び神経症状に係る薬剤投与 | ・抗けいれん剤の臨時の投与 |
| 関連 | ・抗精神病薬の臨時の投与 |
| | ・抗不安薬の臨時の投与 |
| | |
| | <u> </u> |

皮膚損傷に係る薬剤投与関連

・抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出 したときのステロイド薬の局所注射 及び投与量の調整

2.看護師特定行為の意義

看護師の特定行為研修は、限られた医療資源の中で看護師がチーム医療の一員として高い専門性を発揮し、患者の状態に応じた適切で質の高い安全な医療を提供する目的で制度化されています。

当院で特定看護師が特定行為を実施する意義としては、患者へのタイムリーな対応を行い重症化予防や、より適切な医療を提供し、多職種連携を調整する役割を担うことで、患者満足度の向上や入院期間の短縮を目指し、医療の質向上に繋げることです。

3.看護師特定行為の実施について

当院では、特定看護師が、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、「診療の補助」として特定行為を実施しています。特定行為の実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点や心配な点がございましたら患者サポートセンターに「特定行為研修に係る看護師の研修」について相談窓口を設けています。

4. 看護師特定行為研修の実施について

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修を院内で行なっております。特定行為研修実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。研修中の看護師は、指導医師とともに研修を行います。

5.特定行為に対する包括同意について

患者さんに対する特定行為の実施につきましては、本文による包括同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は当該部署の看護師長または患者サポートセンター「特定行為研修に係る看護師の研修」相談窓口までお申し出ください。ご同意いただけない場合でも、治療及び看護上の不利益を被ることは一切ございません。個人情報につきましても適切に管理させていただきます。

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先

患者サポートセンター「特定行為研修に係る看護師の研修」相談窓口

受付時間:月~金曜日 午前8時30分~午後17時15分